

病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取り組み

当院の、勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取り組みは、以下のような内容となっています。

ア	<p>医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担</p> <p>①初診時の予診の実施 ②入院の説明の実施 ③服薬指導</p> <p>④静脈採血等の実施 ⑤検査手順の説明の実施</p>
イ	<p>①勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施</p> <p>②前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）</p> <p>③予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮</p> <p>④当直翌日の業務内容に対する配慮</p> <p>⑤育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用</p>